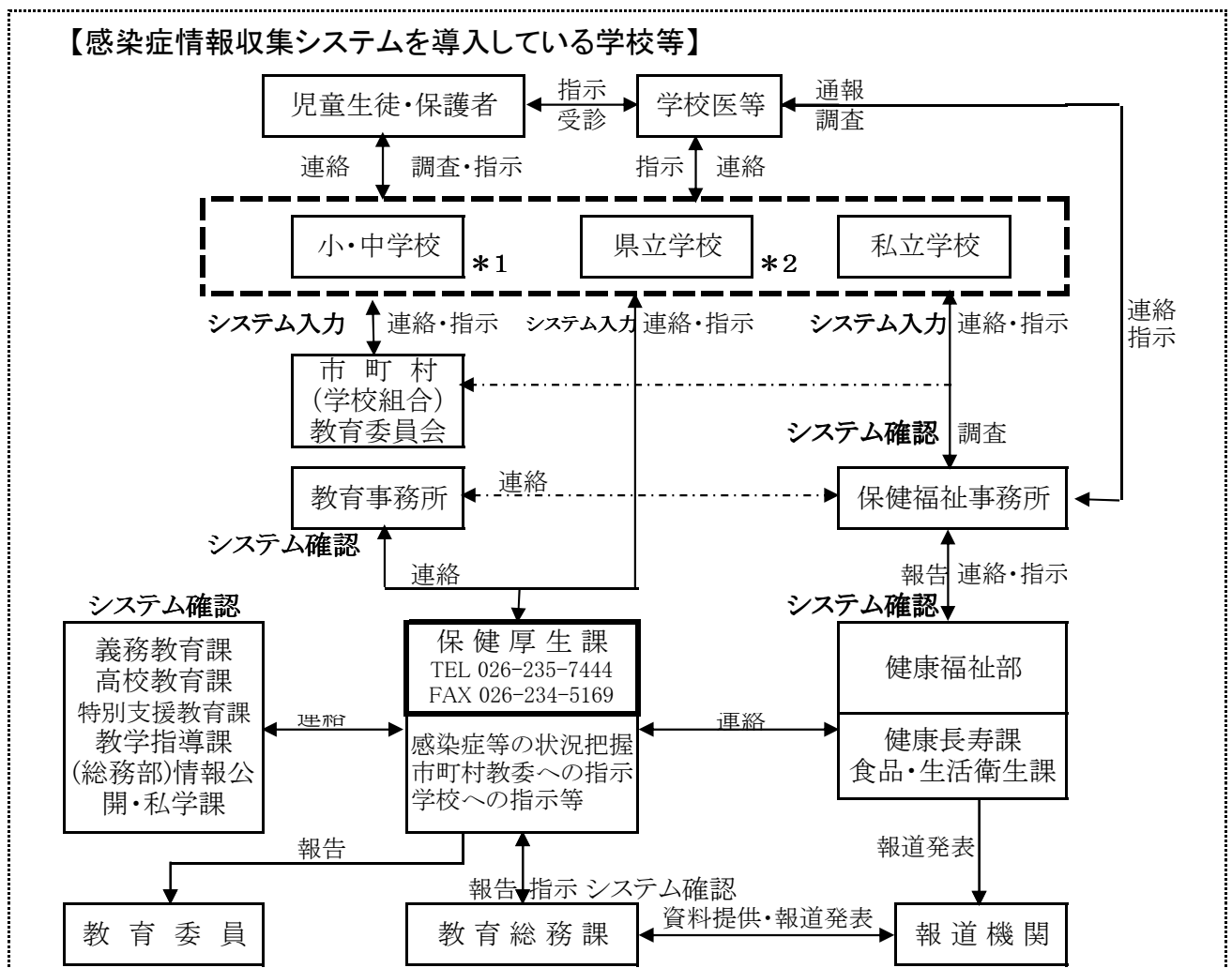


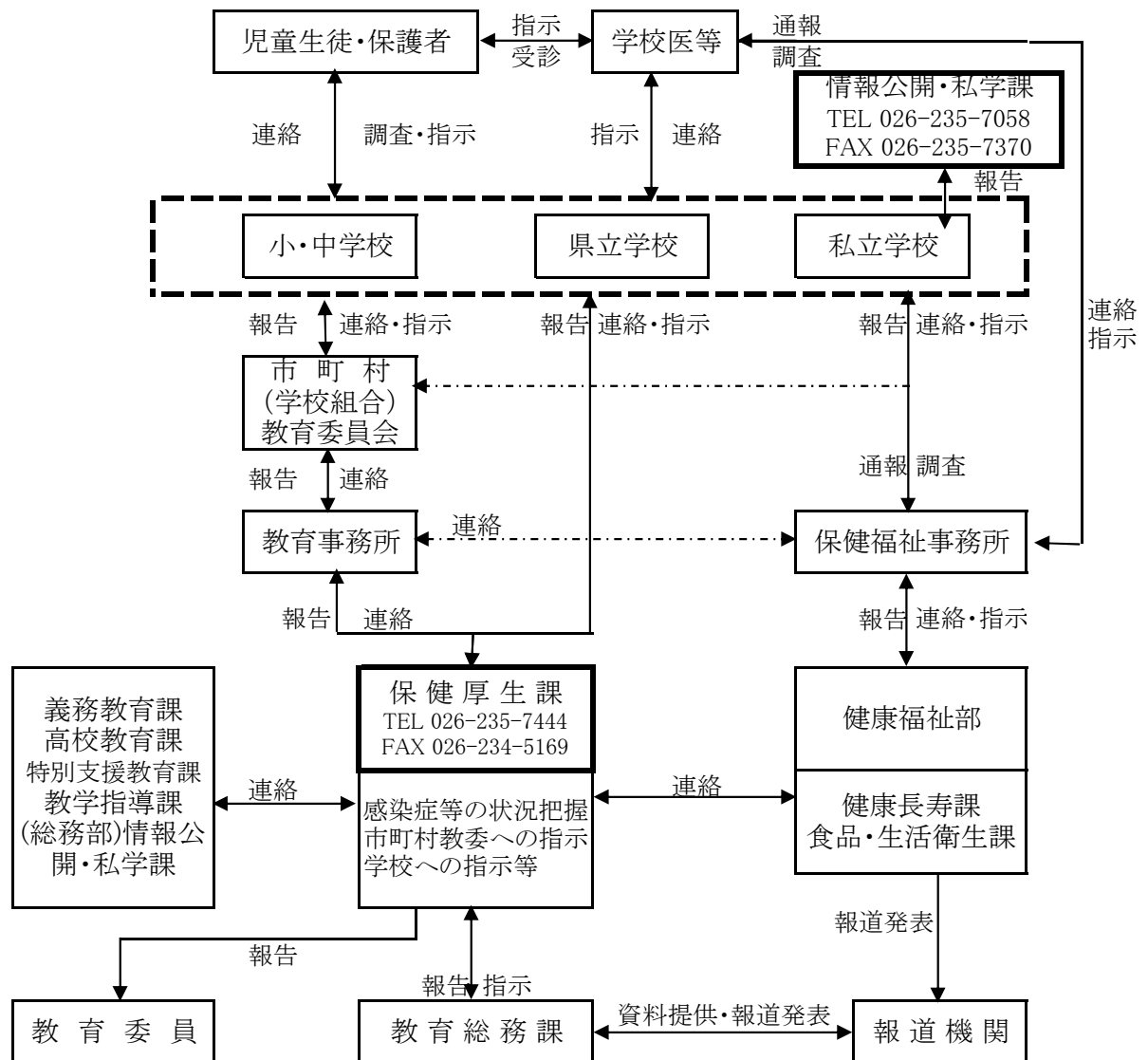
1 感染症等発生時の対応等の留意事項

- (1) 感染症情報収集システム(学校欠席者情報収集システム)(以下「システム」という。)を導入している学校の学校長等は、感染症が発生した時は、システムに入力する。
 - ①麻しん・結核・新型インフルエンザの初発(1名発生)は保健厚生課及び保健福祉事務所に電話にて一報を入れ、確定診断後にシステムに入力する。(※1・2)
 - ②感染性胃腸炎の集団発生時は、FAXにて様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」を保健厚生課及び保健福祉事務所に報告し、保健福祉事務所のみ電話にて一報を入れる。(※1・2)
- (2) システムを導入していない学校の学校長等は、感染症及び食中毒の集団発生時、様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」をFAXにて保健厚生課及び保健福祉事務所に報告する。
 - ①麻しん・結核・新型インフルエンザは1名発生から、保健厚生課及び保健福祉事務所に電話にて一報を入れ、その後同様にFAXにて報告する。
 - ②感染性胃腸炎の集団発生時は、FAXにて様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」を保健厚生課及び保健福祉事務所に報告し、保健福祉事務所のみ電話にて一報を入れる。
- (3) 学校長は、所管の保健福祉事務所による調査等に協力するとともに、その指示に従って対応する
- (4) 患者である児童生徒については、いたずらに不安を抱くことのないよう十分に配慮する。
- (5) 報道機関が学校へ取材に来る場合があるが、保護者等に過度の不安を与えないため「学校名」等は報道しないよう、明確に学校長から取材者に伝える。ただし、麻しんの集団発生(2人以上)の場合は原則として学校名を公表する。
- (6) 学校長は、学校医、保健福祉事務所の助言を受けて2次感染等の予防措置を行う。
- (7) 麻しん発生時は、予防接種の接種状況・麻しん罹患状況からまん延防止のための予防措置として学級または学年・学校を単位として臨時休業にする。
- (8) インフルエンザが発生し、欠席率がおおむね20%になった時を目安に、地域における流行状況を検討のうえ、時期を失することなく学級または学年・学校を単位として臨時休業にする。
- (9) 食中毒(疑いを含む)発生時はシステム入力なし。感染性胃腸炎の集団発生時と同様にFAXにて様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」により、保健厚生課及び保健福祉事務所に報告し、保健福祉事務所のみ電話にて一報を入れる。(※1・2)

2 学校における感染症等発生時の対応フロー

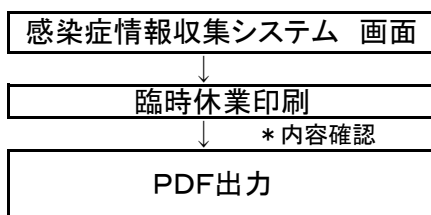


【感染症情報収集システムを導入していない学校等】



- * 1 学校から、市町村教委と教育事務所に速報(様式1)をFAXする。(市町村教委経由で送付する場合は該当市町村教委にご確認ください)
- * 2 特別支援学校は特別支援教育課に速報(様式1)をFAXする。
高等学校は高校教育課へのFAXは不要。(高校教育課でシステムを確認) ただし、食中毒(疑い含む)の場合はシステムに入力しないので、電話またはFAXにて報告する。

システムから速報(様式1)をダウンロードすることができます。



* 入力した内容が反映されていない場合は修正してから登録をクイックし、PDF保存をクイックし、印刷します。

(システム取扱説明書P52～参照)